

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための  
施策に関する基本的な計画（第4次）」（案）に対する意見募集について

平成30年6月28日  
内閣府

平成27年7月30日に子ども・若者育成支援推進本部において決定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」（以下「第3次基本計画」という。）は、3年後を目途に見直すものとされております。

このたび、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」（案）（以下「第4次基本計画」（案）という。）を取りまとめました。

つきましては、「第4次基本計画」（案）について、広く国民の皆様から御意見を募集します。

## 1 背景

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）第8条により、子ども・若者育成支援推進本部にて定めるものとされており、現行の「第3次基本計画」の「第6の4 基本計画の見直し等」において3年後を目途に同計画を見直すものとされております。

平成30年4月24日、有識者からなる「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」から同計画の見直しに向けた提言を受け、内閣府をはじめとする関係府省庁において検討を進め、「第4次基本計画」（案）を別紙1のとおり、取りまとめました。

## 2 意見募集要領

意見募集対象は、別紙1「第4次基本計画」（案）であり、意見募集の提出期限は平成30年7月4日（水）です。

なお、「第4次基本計画」（案）は電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口においても配布します。

詳細については、別紙2の意見募集要領を御覧ください。

お寄せいただいた御意見は、「第4次基本計画」の策定にあたり参考とさせていただきます。

### 【連絡先】

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当

山本参事官補佐（専門官）、梅田主査、牛腸専門職、萩原官

TEL:03-6257-1443

FAX:03-3581-1609